

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 告示

### 鳥取県告示第四百九十三号

飼料の品質改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第一項の規定に基づき、昭和四十年六月及び昭和四十年八月に収去した飼料の分析検査の概要を同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 目次

- ◇ 告 示 飼料の分析検査の概要  
漁業の許可の有効期間の満了日  
とう精業者の登録  
米飯提供者の登録  
有料道路大山環状道路の料金の徴収の事務の委託  
道路の位置の指定
- ◇ 公 告 道路交通法による聴聞会の開催  
危険物取扱主任者試験の実施  
保母試験の合格者
- ◇ 正 誤 昭和四十年九月二十九日付け鳥取県規則第四十八号中訂正

### 登録飼料

製造事業場の所在地及び名称	飼料の名称	登録番号	検査					結果	収去年月日 その他特記すべき事項
			粗たんぱく質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	抽出物		
徳島市外江町彦男新田3743番地の1 山陰くみあい飼料株式会社	くみあい標準配合飼料乳牛用1号	3,951	18.0	2.0	10.0	10.0		40.6.1	
"	"	3,889	18.0	2.2	10.0	7.1			
"	"	3,888	18.5	2.8	10.0	8.7			
"	中離用1号		18.5	3.9	5.0	5.4			

神戸市長田区駒ヶ林南町1番地 日本配合飼料株式会社神戸工場 三井印完全配合飼料如豚用	3.035	15.0 18.7	2.0 4.2	6.5 2.9	9.0 7.0		40. 8. 4	米子市昭和町29番地 丸石産業株式会社米子支店
香川県坂出市坂出町浜田3808 日本農産工業株式会社坂出工場 マリエイ印成鶏用完全配合飼料さつき マリエイ	4.496 4.474	16.0 17.2 16.0 16.5	2.5 3.8 2.5 3.8	7.0 3.3 7.0 2.7	11.0 10.3 11.0 9.3		40. 8. 4	米子市角篠町4丁目145 島根米穀株式会社米子支店

(備 考) 検査結果の成分検査の欄中上段は保証成分量を示し、「粗たん白質」の欄は「以上」を示し「粗脂肪」の欄は「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、  
 飼料以外については「以上」をマッシュソリユール吸着飼料については「以下」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、  
 下段は分析結果を示す。  
 収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、  
 当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。  
 非 登 録 飼 料

製造事業場の所在地及び名称 飼 料 の 名 称	表 示 区 分	検 査					結 果		収 去 年 月 日 その他特記すべき事項
		粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	窒素	注 出 物	法 第 15 条 の 2 に 関 す る	
境港市外江町彦男新田3743番地の1 山陰くまあい飼料株式会社 くまあい配合飼料マール大乳牛用3号	表	16.0	2.0	12.5	10.0		炭酸カルシウム	3.0	40. 6. 1
山陰乳配特号	表	18.0	2.5	8.9	7.2				
肉牛用1号	表	15.0	2.0	11.0	10.0			3.0	
2号	表	15.4	2.7	7.3	7.6			3.0	
混合6号(あら目)	表	18.0	2.0	5.0	8.9			2.0	
神戸市長田区駒ヶ林南町1番地 日本配合飼料株式会社神戸工場 三井印完全配合飼料5ずら用	表	14.0	2.3	8.0	5.0		炭酸カルシウム 硫酸カルシウム マール	5.1 1.5 2.0	40. 8. 4 米子市昭和町29番地 丸石産業株式会社米子支店

倉敷市浜町655 早松米肥株式会社	票	40 35.8		30 25.0	炭酸カルシウム検出	40.8.4	米子市昭和町2番地 丸石産業株式会社米子支店 粗たん白質不足 炭酸カルシウム表示なし
岡山市桑田町1の16 日清製粉株式会社岡山工場 穀		17.1		4.7		40.8.4	米子市西町21番地 鳥取県西部米穀卸協同組合
香川県坂出市 株式会社 肇役次郎商店 仕上麦糠		14.6		2.2		40.8.4	米子市西町21番地 鳥取県西部米穀卸協同組合
神戸市葦合区小野浜町1番ノ1地先 神戸みなと飼料株式会社 二種混合		8.3		1.5		40.8.4	米子市西町21番地 鳥取県西部米穀卸協同組合

(備考) 表示区分の欄中、「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分等表示票を附した飼料を「票」とあるのは任意に成分票を附した飼料を、空白はそれら以外の飼料を示す。

検査結果の成分検査の欄中、上段は表示成分量を示し「粗たん白質」の欄は「以上」を示し、「粗脂肪」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。

検出物「法第15条の2に関するもの」の欄中上段は混入物の表示上の混入割合を示し、下段は分析結果の混入割合を示す。  
収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

鳥取県告示第四百九十四号

鳥取県海面漁業調整規則(昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号)附則

第五項の規定に基づき、漁業の許可の有効期間の満了日を次のとおり定める。

昭和四十年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

漁業の種類	許可の有効期間の満了日
しいらつけ漁業	昭和四十年十月三十一日
かつら網漁業	"
はまち狩刺網漁業	" 四十一年三月三十一日
浮敷網漁業	"
三重網漁業	" 十月三十一日
さより三重網漁業	"
小型定置漁業	" 十二月三十一日
敷網漁業	"
げんしき網漁業	"
ぼらまき網漁業	"
ぼらまき刺網漁業	"
こうがい網漁業	"
貝けた網漁業	"
自家用餌料びき網漁業	"

登録番号 登録年月日 氏名 名称又は屋号

倉振第二〇三号 昭四〇、九、一五 石見 武藏 石見給食センター

米振第一六〇号 " " 福田 喜臣 グリオン

" 一六一 " " 安丸 信男 末 廣 亭

" 一六二 " " 市川 侑子 一 宝

住所 営業所の所在地

東伯郡東伯町浦安三七四の四 住所に同じ。

米子市末廣町二〇 " " "

" 朝日町 " " "

" 角盤町二丁目一七 " " "

鳥取県告示第四百九十五号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第三十五条第一項の規定に基づき、次のとおりとう精業者の登録をしたので、同規則同条第二項の規定により告示する。

昭和四十年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 氏名又は名称 住所 営業所の所在地

倉振 昭四〇、 金光 彰 東伯郡東伯町八橋 住所に同じ。

第三号 九、一〇 一、七三二

" 四 " " 林原 嘉宏 " 一、五二〇 "

鳥取県告示第四百九十六号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗



6	日野郡江府町大字江尾三〇	自動車等運転者	中田 忠光
7	倉吉市志津九四	自動車等運転者	藤井 豊
8	境港市佐斐神町一、〇五一	自動車等運転者	沖井 義彦
9	米子市葭津一、七二四	自動車等運転者	松本 利美
10	米子市旗ヶ崎一、一四五	自動車等運転者	長瀬 瑞穂
11	米子市彦名二、四二二	自動車等運転者	広木 信夫
12	米子市車尾一、五〇〇	自動車等運転者	外山 実
13	米子市富益八五九	自動車等運転者	遠藤 修二
14	米子市上福原一、六七六	自動車等運転者	小谷 忠義
15	米子市西倉吉町八三	自動車等運転者	中村 恒彦
16	米子市蚊屋一〇三の六	自動車等運転者	湯浅 郁生
17	米子市大崎三区	自動車等運転者	安田 進
18	米子市花園町四〇	自動車等運転者	居川 恵祐

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2第3項に規定する危険物取扱主任者試験を次のとおり実施する。

昭和40年10月5日

鳥取県知事 石 被 二 朗

- 試験の期日及び場所  
 試験の期日 昭和40年11月14日 午前8時30分から  
 試験の場所 鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁講堂  
 倉吉市上井 鳥取県経済農業協同組合倉吉支所  
 米子市錦町 米子西高等学校

2 試験の種類

乙種（第4類）危険物取扱主任者試験

3 試験科目

(1) 基礎物理学及び基礎化学

ア 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎物理学

イ 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎化学

ウ 燃焼及び消火に関する基礎理論

(2) 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

ア すべての種類の危険物の性質に関する概論

イ 第4類の危険物に共通する特性

ウ 第4類の危険物に共通する火災予防及び消火の方法

エ 第4類の危険物の品名ごとの一般性質

オ 第4類の危険物の品名ごとの火災予防及び消火の方法

(3) 危険物に関する法令

4 受験資格

昭和40年10月25日までに6月以上第4類の危険物取扱いの実務経験を有する者

5 受験手続

(1) 受験願書受付期間

昭和40年10月5日から昭和40年10月25日午後5時まで

（郵送の場合は、昭和40年10月25日午後5時までに着信のものに限る。）

(2) 受験願書の提出先

鳥取市東町1丁目220 鳥取県総務部地方課

(3) 提出書類等

ア 受験願書

イ 実務経験証明書

ウ 写真1枚(受験願書提出前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の写札型のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記載したものを受験願書の写真欄にはりつけること。)

エ 受験手数料

500円に相当する額の鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。

6 その他

(1) 第4類の危険物取扱いの実務経験を有することを証明する書類は、実務についた雇用主(会社の支店等にあつては支店長)の証明

(2) 納付した受験手数料は、申込みの取消し又は受験しなかつた場合でも返還しない。

(3) その他不明の点は、鳥取市東町1丁目220鳥取県総務部地方課に問い合わせてください。

児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第13条第2項の規定により昭和40年9月に行なつた保母試験の合格者及び一部科目合格者は、次のとおりである。

昭和40年10月5日

鳥取県知事 石 破 二 朗

合格者

名谷 克恵 清水 正子 田中 雪子 野田 敏子 吉田 哲子

渡部 君子 西木 潤子 釜本 美雪 石田 政子  
一部科目合格者

田中 民子 青笹 清子 原田 鶴子 前田小百合 西村ユキ江  
山内 和子 門脇 輝子 土居川真澄 河崎 妙子 一与 敬子  
宇田川祥子 八木恵美子 大家美智子 寺谷 敏子 藤木 秋子  
長柄賀津子 的場 梅 北尾 恵子 山西 寿枝 藤山まき江  
藤原 富子 岡本みどり 尾崎知勢子 宇田川美智子 明場由美子  
福井 愛子 田野 一枝 徳田 明子 高垣 愛子 平木 次女  
岸本 和子 小原 康子 山根 好子 田村 和子 森本美佐枝  
佐藤 早苗 林 嘉代子 光田 澄江

正 誤

昭和四十年九月二十九日付け鳥取県規則第四十八号中次の箇所誤りがあつたので訂正する。

頁	誤	正
11	1,340	1,540